



# 鳥取県公報

令和6年12月27日（金）  
第9658号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（2件）（678・679）（協働参画課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（680・681）（企業支援課）・・・・・・ 3
	土地改良区の解散（682）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 5
	保安林の指定予定（683）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の終了（684）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6
	一般国道の区域の変更（685）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 6
	一般国道の供用の開始（686）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	開発行為に関する工事の完了（2件）（687・688）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 7
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（4）（交通規制課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第678号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20条）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
「とっとり県民の日」アンケート調査
- 2 調査の目的  
「とっとり県民の日」に関する事業の効果測定を行い、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲  
鳥取県全域
  - (2) 属性的範囲
    - ア 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校」という。）
    - イ 公立学校に在学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 公立学校
      - (ア) 「とっとり県民の日」に関連して児童等が鳥取県について考える機会を設ける取組の実施状況
      - (イ) ふるさと「とっとり」講師派遣事業に関する意見等
    - イ 児童等
      - (ア) 「とっとり県民の日」の認知度
      - (イ) 鳥取県の好感度
      - (ウ) 日常生活における情報収集の方法
  - (2) その基準となる期日  
調査票に記入又は入力する日
- 5 報告を求める者
  - (1) 公立学校  
地域別に抽出した調査対象学年（小学校第6学年、中学校第2学年及び高等学校第2学年）の児童等の数が多い学校約50校
  - (2) 児童等  
（1）の調査対象学年に在学する児童等から抽出した約3,500名
- 6 報告を求めるために用いる方法  
原則として県から電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページのとっとり電子申請サービスのアンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う方法による。
- 7 報告を求める期間  
令和7年1月6日から同月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。

---

## 鳥取県告示第679号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20条）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
「とっとり県民の日」県政電子アンケート
- 2 調査の目的  
「とっとり県民の日」に関する事業の効果測定を行い、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県政参画電子アンケート会員
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 「とっとり県民の日」の認知度
    - イ 「とっとり県民の日」のあり方に係る意見等
  - (2) その基準となる期日  
調査票の入力日
- 5 報告を求める者  
県政参画電子アンケート会員全数約600名
- 6 報告を求めるために用いる方法  
電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う方法による。
- 7 報告を求める期間  
令和7年1月10日から同月20日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。
- 10 その他  
「とっとり県民の日」アンケート調査と一体で実施する。

---

#### 鳥取県告示第680号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合みのかや店 ドラッグストアウェルネスみのかや店 米子市蚊屋200-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 丸合みのかや店

変更後 丸合みのかや店 ドラッグストアウェルネスみのかや店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

変更後 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町6-28

丸美フーズ株式会社 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

変更後 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町6-28

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

4 変更年月日

令和6年12月11日

5 届出年月日

令和6年12月11日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和6年12月27日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第681号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合みのかや店 ドラッグストアウェルネスみのかや店 米子市蚊屋200-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

3 変更する事項

(1) 店舗の面積

変更前 2,328平方メートル

変更後 2,868平方メートル

(2) 施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

- 変更前 140台  
変更後 200台
- イ 駐輪場の位置  
6の書類に記載のとおり
- ウ 駐輪場の収容台数  
変更前 13台  
変更後 50台
- エ 荷さばき施設の位置  
6の書類に記載のとおり
- オ 荷さばき施設の面積  
変更前 120平方メートル  
変更後 112平方メートル
- カ 廃棄物等の保管施設の位置  
6の書類に記載のとおり
- キ 廃棄物等の保管施設の容量  
変更前 32.1立方メートル  
変更後 34.3立方メートル
- (3) 施設の運営方法に関する事項
- ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 終日  
変更後 午前7時30分から午後10時30分まで
- イ 駐車場の自動車の出入口の数  
変更前 2か所  
変更後 6か所
- ウ 駐車場の自動車の出入口の位置  
6の書類に記載のとおり
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前6時から午後9時まで  
変更後 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日  
令和7年8月12日
- 5 届出年月日  
令和6年12月11日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和6年12月27日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第682号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、佐治村土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第683号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西伯郡伯耆町船越字懸橋茅谷472
  - 2 指定の目的  
水源の涵養かん
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第684号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業地域 鳥取市
- 3 終了年月日 令和6年11月5日

**鳥取県告示第685号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	倉吉市鴨河内字下花ノ木1704地先から同市福山字 駈ヶ上283-2地先まで	変更前	17.7~68.9	221.0
		変更後	17.7~70.0	229.0

**鳥取県告示第686号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市鴨河内字下花ノ木1704地先から同市福山字駈ヶ上283-2地先まで	令和6年12月27日

#### 鳥取県告示第687号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年12月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和6年8月2日 鳥取県指令第202400107567号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字辻堂
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市渡町2350-4  
有限会社渡辺商店 代表取締役 渡邊 冬樹

#### 鳥取県告示第688号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年12月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和6年11月28日 鳥取県指令第202400214979号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市外江町字白尾向
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市外江町3146-8  
遠藤 亮

## 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、境港市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和6年12月27日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 合意した者  
(1) 日ノ丸自動車株式会社

- (2) 鳥取県公安委員会  
 (3) 境港市長  
 (4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	財ノ木（上り）	境港市佐斐神町636先
2	財ノ木（下り）	境港市佐斐神町636先
3	佐斐神（上り）	境港市佐斐神町636先
4	佐斐神（下り）	境港市佐斐神町636先
5	中浜農協前（上り）	境港市財ノ木町842先
6	中浜農協前（下り）	境港市小篠津町869－3先
7	龍泉寺入口（上り）	境港市小篠津町432－1先
8	龍泉寺入口（下り）	境港市小篠津町764先
9	高松（上り）	境港市高松町168先
10	高松（下り）	境港市高松町407先
11	竹内（上り）	境港市竹内町750先
12	竹内（下り）	境港市竹内町750先
13	余子農協前（上り）	境港市竹内町3105先
14	余子農協前（下り）	境港市竹内町822先
15	福定（上り）	境港市福定町1667先
16	福定（下り）	境港市福定町1667先
17	中野（上り）	境港市中野町531先
18	中野（下り）	境港市中野町530先
19	境高校前（上り）	境港市上道町614先
20	境高校前（下り）	境港市上道町3082先
21	境港市役所入口（上り）	境港市元町1928先
22	境港市役所入口（下り）	境港市元町114先
23	元町（上り）	境港市元町1795－1先
24	元町（下り）	境港市元町20先
25	境小学校前（上り）	境港市明治町7－1先
26	境小学校前（下り）	境港市湊町25先
27	大正町（上り）	境港市大正町116－14先
28	大正町（下り）	境港市大正町127－2先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

境港市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和6年11月13日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）徳井繁太郎及び本多岩蔵の所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和6年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和6年11月29日付鳥取県告示第636号）の内容（告示の内容）
  - (1) 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字長屋ノ二1256の1、宇勝負谷893の1
  - (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課